

令和 6 年 度

高岡市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

高岡市監査委員

監 査 第 39 号

令和7年8月27日

高岡市長 出 町 譲 様

高岡市監査委員 廣 嶋 康 雄

高岡市監査委員 永 原 善 巳

高岡市監査委員 水 口 清 志

令和6年度高岡市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和 6 年度高岡市健全化判断比率の審査意見

第 1 審 査 の 対 象

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審 査 の 期 間

令和 7 年 7 月 28 日から令和 7 年 8 月 8 日まで

第 3 審 査 の 方 法

審査に当たっては、市長から審査に付された令和 6 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼として、関係諸帳簿を照合し計数確認を行うとともに、関係職員からその内容を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第 4 審 査 の 結 果

審査に付された令和 6 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

健全化判断比率の状況は次のとおりである。

(単位：％)

財 政 指 標 名	令和 6 年度	令和 5 年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	11.43	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	16.43	30.00
③ 実質公債費比率	10.9	11.6	25.0	35.0
④ 将来負担比率	91.0	100.6	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「—」の表示をしている。

第 5 審 査 の 意 見

令和 6 年度の健全化判断比率は、全ての指標が早期健全化基準を下回る数値となっている。

なお、実質公債費比率は前年度に比べ 0.7 ポイント、将来負担比率は 9.6 ポイントそれぞれ低下している。

今後とも、「高岡市行財政改革推進プラン」に基づき、市債を適正に管理され、財政運営の健全化に努められたい。

令和6年度高岡市資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年7月28日から令和7年8月8日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された令和6年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼として、関係諸帳簿を照合し計数確認を行うとともに、関係職員からその内容を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された公営企業会計の令和6年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位：%)

公 営 企 業 会 計 名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
① 高岡市民病院事業会計	—	—	20.0
② 水道事業会計	—	—	
③ 工業用水道事業会計	—	—	
④ 下水道事業会計	—	—	

(注) 資金不足比率は、資金不足額が生じていないため「—」の表示をしている。

第5 審査の意見

令和6年度の高岡市が所管する公営企業会計の資金不足比率は、全ての公営企業会計が、経営健全化基準を下回る数値となっている。

今後とも、比率の算定の基礎となる数値の推移に留意され、健全な経営に努められたい。